

## 第6回水道料金等審議会 会議録

- 会議の名称：第6回甲府市水道料金等審議会
- 開催日時：平成20年9月17日（水）午後3時00分～午後5時40分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3階大会議室
- 出席委員：平山公明委員、濱田一成委員（会長）、尾崎愛太郎委員、佐野哲夫委員、萩原寛委員、堤多美子委員、横山みどり委員、神宮寺聡委員、長田保雄委員、秋山洋子委員、斉藤隆夫委員、神宮寺求子委員、前島岩根委員、矢崎温子委員
- 欠席委員：風間ふたば委員、小林清委員（副会長）、田中茂樹委員、小林宏委員、牛奥久代委員、渡辺恭史委員

■ 傍聴者数：0名

### ■ 次第

1 開会

2 報告事項

3 議事

(1)料金等の見直しの論点の整理について（その2）

(2)その他

4 事務連絡

5 閉会

### ■ 報告事項

#### 【会長】

会議録の29ページをご参照いただきたいのですが、29ページの途中の段落で、前回の審議会で審議が長引いたために、途中退席の方が出られて定足数を欠く状態となりました。定足数を欠くと、審議は終了ということになるわけですが、その後にも若干の発言がございました。その内容をご覧いただきますとお分かりになりますように、日程についての発言、会長、事務局への要望的な内容が中心でございます。これらにつきましては、せっかく貴重なお話がありましたので、会議録に残す、ということで原案を作成しました。これで、よろしいでしょうか。何か、ご質疑、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは、前回の発言の最終部分についても会議録に残す、ということで取扱いをしていただきます。全体につきましても、この案のとおりということで、ご了承いただいたものと存じます。

では、ご承認をいただいたということで、第5回審議会の会議録につきましては事務局で公開手続きを進めてください。

■ 審議内容

【3. 議事（1）料金等の見直しの論点整理について（その2）】

【会長】

それでは、次第の3「議事」に入ります。

議事（1）料金等の見直しの論点整理について（その2）になります。

前回の審議会では、「論点整理」が途中まで進んだところで時間をオーバーしてしまい、定足数が欠けましたので閉会となりました。

本日は、お手元の「論点整理について（まとめ）」の続きからということになります。

前回お配りした資料「論点整理について（まとめ）」という、論点の全体をお示ししたものと、今日、お配りしております、赤い字が入っている「論点整理について（まとめ）」をご覧いただきたいと思います。これは、前回の論点整理したものが黒字で書かれておりまして、それに対して赤字の部分につきましては、前回の議論が進んだ部分でございます。これを参照していただきながら、審議を進めて行きたいと思っております。

ここで「論点整理」を審議会で、なぜ、まとめる必要があるのか、ということについて、もう1度確認をさせていただきます。

わかりやすく申しますと、現行の料金等の問題点などの論点を、前回、出していただきましたので、今回は、その項目ごとに、どうしていくのが良いのか、委員の皆さまに審議していただき、見直しの大まかな方向性を審

議会でまとめ、事務局に改定案の試算をお願いしていこうと考えています。したがって、「論点整理について（まとめ）」「1. 料金等の収入総額について③料金等の改定の必要性はありますか。」については、いくら改定するのか、という金額の議論ではなく、ある程度の改定の方向性を審議していただければ、事務局では、それに従って改定案を作成するというところで進行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

それでは、論点整理が途中でしたので、繰り返しになりますが、皆さまに改めて、前回審議を行い、整理させていただいた部分の確認をさせていただきます。

お手元の「論点整理について（まとめ）」をご覧ください。「1. 料金等の収入総額について（料金等としていくら必要か）」ということでありませ

ず。「①料金等を考えるにあたり、「甲府市上下水道事業経営計画 2008」の事業の内容はいかがでしょうか」

審議会のまとめとしましては、「甲府市上下水道事業経営計画 2008」は、その意義を尊重し、そこに謳われている事業内容、財政収支見通し等を前提として、今後の料金等の見直しに関する議論を進めていくということ

でございます。それから、「②料金等の算定は、いつからいつまでと期間を定めたらよろしいでしょうか（改定の時期をどう考えるか）」ということですが、審議会のまとめとしましては、算定期間は平成 21 年度から 3 年とし、改定時期は 3 年間の最初の年から値上げ、あるいは値下げなりを考えていく、ということ

でございます。それから③の「長期財政収支見通し」以下の部分については、これからの審議でございますので飛ばしまして、※印のついている部分「※資本的収支の赤字をどのように扱いますか」、これについては、事務局から説明がありまして、水道事業会計については、内部留保資金等で十分補填できる金額である。下水道事業会計は、収益的収支で赤字となっていくため、平成 21 年度以降、補填することはできない状態である。下水道事業会計では、赤字が残ってしまう、ということ

でございます。それから、その次の※印のところでございますけれども、「※一般会計か

らの繰入金は、どのように考えますか」ということで、事務局の説明として、今回、作成した財政収支見通しでは、繰入金は、現状の金額のままで計画を策定しました。現状の繰入金をいただくという前提で事業を進めていきたい。しかし、財政状況が厳しい一般会計の状態によっては、財政当局と協議を行い、繰入金の金額変更は考えられる。以上のところまでが、前回の第5回審議会において審議をしていただいた内容、及び、審議会としての、まとめとなっております。

では、残る論点について議論を進める前に、前回の審議会でご要望のありました、資料「企業債未償還額年度推移表」「予定貸借対照表」につきまして、事務局から提出されておりますので、説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、前回お約束いたしました、企業債の残高の推移ということで、グラフをご用意させていただきました。カラーのグラフをご覧いただきたいと思います、

まず、水道事業ですけれども、平成20年度から平成29年度までの、企業債の元金の残高の状態、それから、支払利息の状態をグラフに表したものです。グラフの中で、青い①のところが元金の分の動きです。黄色い部分、②ですけれども、これが支払利息の動きです。このように、年々償還いたしますので、残高については右肩下がりで減っていくということが見て取れると思います。

ちなみに、元利合わせた償還の残高が、平成20年度で136億968万7,907円あるものが、平成29年度では、65億2,830万3,378円に減少し、その間63億円あまりを償還する予定となっております。

それから、下水道事業ですけれども、やはり、同じように年々償還いたしますので、平成20年度の892億7,948万9,582円が、平成29年度では773億6,251万7,832円、その間86億円あまりを償還する予定です。これが、平成20年度から平成29年度までの償還の残高の動きのグラフとなっております。

それから、もう一点、水道事業の予定貸借対照表、下水道事業の予定貸借対照表、平成20年度、23年度、29年度の予定貸借対照表をご用意させて

いただきました。この中で、まず水道事業でございますが、2 ページの資本の部、5 資本金 (2) 借入資本金、イ企業債、この金額が、水道事業の「企業債未償還額年度推移」の 20 年度企業債残高、となっております。23 年度、29 年度がありますので、ご覧いただきたいと思います。下水道事業につきましても、やはり 2 ページの企業債の部分に、企業債残高ということでご掲載をしております。参考にさせていただきたいと思います。

#### 【会長】

事務局から企業債の推移と予定貸借対照表の説明がありました。前回の審議会での「資本的収支」と「繰入金」の説明を確認する中、③「料金等の改定の必要性はありますか」の論点について、審議をお願いいたします。何か、ご質疑、ご意見等、ございますか。

#### 【委員】

下水道使用料について、先日、9 月の議会において、基準外の繰出金は廃止する、という答弁がございました。長期財政計画を見る限り、料金の見直しは必要であると私は思っております。しかし、物価高に加えて、電気、ガス等の公共料金が値上がりして、それに加えて下水道の料金まで値上がり、となると市民の生活は大変逼迫してまいります。

基準外繰出金につきまして、私の考えは、繰出金対象の一部も、合流式地域の雨水だけでなく、生活雑排水も含めるなかで、汚水処理等河川の良好な環境を保持しているということも下水道の果たしている大きな役目と捉えるならば、基準外繰出金も理解していただけるものと考えます。

再度交渉していただいて、なんとか、一般財源からの繰出金をお願いできれば、と思っております。

#### 【事務局】

ただいまの繰入金の件につきましては、引き続き、財政当局と今後も協議をしていきたいと考えております。

**【委員】**

財政の状況について、何が、どう困っているのか、ということを行うことは出来ないのですか。今の財政状況はこうですよという表はありますし、借金の額が何百億円だとか、利息の支払いにこれだけ使っているだとか、一般財源からこれくらいのお金が出ている等がここにはあります。これら全部が困っている部分だとは思いますが。全部改善しなくちゃいけないのか、それとも、何が困っているのでしょうか。一般財源からこれだけ出ているから値上げしますよ、ということで良いのだったら、それで良いのですが。今までの話を総合すると、そういう単純な話じゃないような気がします。この値をゼロにしたいのだ、というようなことは、何かないのでしょうか。

**【事務局】**

一言で言えば「財政状況が厳しい」ということですがけれども、特に下水道事業について、経営計画 2008 の財政収支計画を見ていただければお分かりのように、収益的収支でも赤字という状態であり、平成 21 年度以降、それを補填する財源がないということです。前回もご説明申し上げましたが、企業債の一括償還のためには、下水道使用料の単価を 150 円にしなければ一括償還を認めないという条件も課せられております。そういう中で、最低でも、その条件はクリアしたいと思っております。

**【委員】**

150 円まで値上げしなくては行けない、というのは今の話で分かりました。それ以外の部分については、ちょっと理解するのは、難しいのですが。

**【事務局】**

見直した財政収支計画を前回お示しいたしましたが、その財政状況をご覧いただきたいと思っております。

**【委員】**

収益的収支に▲がついている部分をゼロにすれば良い、ということでは

うか。

**【事務局】**

基本的には、そのとおりです。水道事業と同じように、黒字になっていれば苦しい状態ではないということです。

**【委員】**

そういう状態にするには、料金をいくらにすれば良いのですか。

**【事務局】**

先ほど、会長からお話がありましたように、今日の議題は、具体的に料金がいくら足りないから、いくら値上げしましょうという議論をするのではなく、料金改定の必要性、方向性の論点整理をしていただいて、次回、試算案をお示ししたいと考えております。

**【委員】**

今の下水道使用料が年間で30億円くらいでしょうか。これを、倍にしなくてはいけないとか、そのくらいのだいたいの目安はないのでしょうか。例えば、平成29年だと差し引き▲1億4千万円、下水道使用料に1億4千万円を足せばゼロになる、というような単純な感覚でいいのですか。

**【事務局】**

今、この時点で審議していただく内容については、会長から説明がございましたように、使用料をいくら値上げするのか、ということではなくて、見直しの論点を整理していただいて方向性を決めていただくということだと考えています。

**【会長】**

審議会として、値上げは必要というような方向性が出たならば、それを受けて今度は事務局から試算が出てきます。そうすると、何%の値上げにせざるをえません、というようなものが出てきます。そこで審議をしていた

だき、これは上げすぎじゃないか、いや、もうちょっと上げておかまわな  
いじゃないか、あるいは、この辺りが良いんじゃないかとか、そういった  
議論に入っていくことになります。今の段階では、ちょっと漠然としてい  
て分からないかもしれませんが、要するに、とにかく大きな赤字が出てい  
る、これをなんとかしないと困るだろう、という前提で進むということで  
良いですね。ただ、総額だけの議論だけでなく、この後、体系の議論があ  
ります。誰がどのくらい負担する、という議論です。そういったものも含  
めて試算を出してもらおう、ということを考えております。今の段階では、  
事務局から数字を、具体的に何%くらい、というのは、ちょっと出にくい  
と思います。先ほどお示しになった「甲府市上下水道事業経営計画 2008」  
の財政収支見直しを見ていただいて、赤字が大きいな、というようなとこ  
ろを見ながら方向性を考えていただければと思うわけです。事務局から、  
公営企業の基本原則の「独立採算」ということが何度も話を出されていま  
す。「独立採算」ということは「赤字では困る」ということは、ご理解い  
ただけるとと思います。その赤字をどう解消するか、一挙に解消できるのか、  
それとも徐々にするのか、という議論もあると思います。例えば、赤字が  
続いてしまうと、それをそのまま放っておくと再投資が出来ないとか、あ  
るいは、必要な整備、極端に言えば維持補修が困難になる、というような  
ことが出てくるだろうと思います。私が挙げた例は、素人考えですから、  
専門家の立場から見て、より重要な部分について説明していただければよ  
ろしいのではないかと思います。

#### 【事務局】

それでは、特に重要な部分ということで説明させていただきます。予測さ  
れます東海地震等の対策のために、管の更新をしなくてはなりません。こ  
れは早急に対応しなくてはいけないことなのですが、財源が不足しますと、  
これを先送りしなくてはならない、という状況になります。また、施設に  
は耐用年数があります、管で言えば 50 年になりますが、これらを適切な  
時期に更新をしていきますが、どうしてもここはしなくてはならない、と  
いう部分は別ですが、それらの更新についても先送りしていかないとなら  
ない、というような状態になるかと思っています。

下水道事業につきましては、現在、東方面の環境整備ということで、水質の悪化を防止するために下水道事業を進めております。そういった事業についても遅れを生ずる、という事態になろうかと思えます。

**【会長】**

赤字をそのまま残していくということは、子孫、後代の人に負担を掛けるということにもなりかねない訳です。その辺りは、どうでしょうか。

**【事務局】**

今の人ではなく、将来の子供たち、将来の人たちに負担が覆いかぶさるような状態になろうかと思えます。

**【会長】**

審議会として結論を出すとなると、委員の皆さん方もそれなりに説明を求められることもあると思えます。もう少し分かりやすくとか、もうちょっとこういう部分を知りたい、ということがあれば、おっしゃっていただいで結構です。まだまだ、審議は続きますので、後で、ここはどうかという所があったら、おっしゃっていただきたいと思えます。一般の方の理解を得る、というのは大事なことだと思えます。

**【委員】**

下水道事業の収益的収支が、赤字になっている最大の原因というのはなんでしょうか。いくつか支出があるのですが、この部分が、収益の中では赤字の原因が想定出来るということが、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

**【事務局】**

当然、下水道使用料が支出に見合っていない、という事があります。その反面、整備に係る支出部分が多いということが、最大の原因だと思えます。下水道事業、水道事業ともに先行投資の事業でありますので、整備に莫大なお金がかかってしまいます。後から、料金等で回収するという事業です

ので、それに見合う使用料をいただければよろしいのですが、市民生活に係わる料金でもありますので、いっぺんに上げられない、というような事も大きな要因だと思います。

**【委員】**

結論的に申し上げますと、下水道使用料については、料金の改定を行わなければ、この部分の赤字は、継続的に続くという理解でよろしいですね。

**【事務局】**

そのとおりです。使用料改定を平成8年に行って以降、その後12年間改定を行っておりません。この間、職員の不祥事等もあったという事もあります。改定を行ってこなかった、というのも原因のひとつであると考えております。

**【委員】**

下水道使用料は、何に対して払うのでしょうか。処理場の建設費は、使用料には関係ないですか。

**【事務局】**

当然、今の処理施設等を含めて原価計算を行いまして、いただく使用料が、適正な使用料ということになります。

**【委員】**

処理場を建設した費用も下水道使用料で賄う、という事ですか。

**【事務局】**

使用料や市の繰入金等で賄っていくわけです。当然、職員等の人件費、汚水の処理費、処理場の建設費、そういったものも全て加味したもので原価計算をしております。

【会長】

処理場の建設に、国からの補助金はないですか。

【事務局】

下水道事業については、国からの補助金がございます。

【会長】

前回までに、下水道使用料につきましては、論点整理の段階で小林副会長と田中委員から値上げは、やむをえないのではないかと、というご意見をいただいております。他の方々のご意見はいかがでしょう。

【委員】（数名）

値上げは、やむをえないと思う。

【会長】

値上げは、やむをえない、というお考えの方が多数おられるようです。試算が後から出てくるわけですけれども、とりあえず大きな前提として、下水道使用料については、この際、値上げもやむをえない、という理解でよろしいでしょうか。

【委員】

「異議なし」の声、多数あり。

【会長】

大勢の方が、賛成していただいている、と思います。

【委員】

参考までにお伺いしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。今の下水道使用料値上げについては、賛成という意味で手を挙げました。先ほど、下水道使用料をいろいろな事があったために、12年間、値上げしてこなかった、というお話がありました。それ以前の、この何十年という間の

中で、改定の経過というか、値上げというのはどういった形で順に値上げされていったのか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

#### 【事務局】

前回の審議会の中で、同じお話がありましたのでご説明いたしました。大きな改定は、昭和 51 年の時です。それ以前は、水道水量に基づいて使用料を算定しておりました。昭和 51 年の大きな改定をいたしまして、基本料金、従量料金を分けた体系の改定を行いました。それから、3 年から 4 年を周期に、昭和 56 年 58%、昭和 60 年 43.9%、昭和 63 年 34.75%、平成 4 年 29.66%、平成 8 年 16.1%改定という流れになっています。全て値上げの改定を行っております。

#### 【会長】

値上げを容認と言いますか、やむをえない、というご意見が多数というようにお見受けしました。一応、挙手をしていただけますでしょうか。値上げは、やむをえない、という方いかがでしょうか。

#### 【委員】

過半数以上の委員が挙手する。

#### 【会長】

それでは、多数である、という事を確認させていただきました。下水道使用料については、値上げは、やむをえない、という方向です。具体的な内容は、試算が出てから、ご議論いただきますが、値上げの方向で行きたいと思えます。

次に水道料金につきましては、論点整理の中で、小林副会長、田中委員から、出来れば値下げの方向を、ということでご意見が出ております。これについては、いかがでしょうか。事務局から、何か補足して説明することはありますか。

## 【事務局】

「論点整理について（まとめ）」にも記述してありますが、水道事業会計の財政状況につきましては、資本的収支の赤字を内部留保資金等で十分補填出来ます。当面、現行の料金水準での事業実施について、財政上の問題はない、と考えております。

## 【会長】

今、事務局から補足説明がありましたように、現在の財政収支から見て、当面、事業実施について、財政上の問題はない、という意見でございます。審議会としては、出来れば値下げをしてほしい、という前提で試算を出していただくと、いうことでよろしいでしょうか。この点についても、確認のために、挙手をお願いいたします。

## 【委員】

過半数の委員が挙手する。

## 【会長】

多数ということで、総論としまして、

「1. 料金等の収入総額について（料金等としていくら必要か）」は、既に審議会ですとまとめているものの他に、今日の段階で、③「長期財政収支見通し」の今後の財政状況から、料金等の改定の必要性はありますか、については、下水道使用料については、値上げの方向で、水道料金については、値下げの方向で検討をしていただく、ということで全体として、まとめさせていただきたいと思っております。

## 【委員】

私も企業にいた時に「無駄を無くそう」という事で、自主的に行っておりました。特に、コンピュータを導入した時に、ペーパーを無くそうという事で導入を進めておりました。しかし、これは逆だったですね。ペーパーが増えて、これによって情報が漏れたりします。例えば、A3 を複写してカットすると、A4 になります。私が計算しましたら、1台のコピーで100

万円経費が浮いたというケースがありました。こういった努力をしても、問題がありまして、人が見ていなければ 500 枚でも 600 枚でも刷る、あるいは、自分が自治会の役員をしている場合、自治会の資料を刷る、というような事がありまして、経費削減の効果がなかったです。節約をすれば、下水道事業の経費は減るのでしょうか。それとも、売り上げというか、料金をたくさん取るようにしたほうがベターなのか、市民全体が、節水ですとか、出来るだけ節約をしようという風にした方がいいのか、それとも、水をじゃぶじゃぶ使っていた方がいいのか、という、素朴な疑問です。そういったところが分からないと、次に踏み込めないような感じがしますので、説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

経費節減という事ですが、上下水道局も、全体的に経費の節約を行っております。特に、先ほど委員がおっしゃったように、OA化はイコール紙の増加というような事も、現象としてございます。こういった事から、節約という事で、コピーをする際には、一度使った紙の裏を使用する、というようなことも行っています。また、エコの観点から、昼間の電気は消しましょう、とか、休憩中は消灯しましょう、とかいう取り組みもございます。例えば、清掃についても清掃費、委託料を使うのではなくて、職員自ら行おうという取り組みもございます。植え込みですとかの植栽の剪定についても、給料をもらえる自分たちの施設ですので、自分たちで剪定をしましょう、手入れをしましょうという取り組みもございます。経費の節約につながることは、一生懸命、全て努力しているつもりです。まだまだ努力すれば節約出来るものもあります。特に上下水道局一体になった時から、水道の工事、下水道の工事を一体化前は別々の発注、契約をしておりました。しかし、一体化後は合併入札という方法をとって、上下一体の契約ということも行っております。これも、事務費の節約という意味につながると思います。そういった努力もしております。さらに経費の節約をすれば、大幅な料金の値上げを抑制する、ということも出来ますが、現実には、そういったことはなかなか出来るものでもありません。こういった経費削減の努力をしている、ということをご理解いただきたいと思います。

## 【委員】

水道事業の方は、内部留保資金があるから大丈夫だと理解しています。これは、何年も使えるほどの額があるのか、それとも、2年くらいで無くなってしまうのか、次の審議会の時には、説明をしていただきたいのです。内部留保資金があるから大丈夫です、という事であれば、内部留保資金が無くなったら、値上げしなくてはいけなくなる、ということにつながるので、その辺りのところを次回に説明していただければありがたいと思います。

## 【事務局】

次回の審議会は、10月の最初となりますが。今回の審議会での方針、方向の決定を受けまして、改定の案というものをお示しする中で、10年間とはいかないとは思いますが、少なくとも3年間の見直しの中の収支計画等の資料をご提示しながら、審議をしていただきたいと考えております。

## 【会長】

それでは、引き続きまして、「論点整理について（まとめ）」2ページ目、「2. 料金等の体系について（誰にどの程度負担していただくか）」ということについて、議論をしていきたいと思えます。

「論点整理について（まとめ）」の「1. 料金等の収入総額について（料金等としていくら必要か）」の議論は終わりましたので、「2. 料金等の体系について（誰にどの程度負担していただくか）」についての議論を進めていただきたいと思えます。下水道と水道で、多少問題が違いますので、それぞれを別けて議論を進めてまいります。

まず、下水道について「①使用水量が少ない使用者の使用料、特に基本料金についてはどのようにしていくのがよろしいでしょうか」という問題でございます。今まで事務局からの説明で、基本料金の比較等について十分説明がなされている訳です。例えば、同類系の都市でどうかとか、あるいは県内の市との比較とか、あるいは、小水量使用における使用料の比較というような事が示されているわけです。そういったことを踏まえて、ご意見をいただきたいと思えます。何か、ご質問等あればお伺いしたいと思

ますので、ご発言をお願いいたします。

**【委員】**

下水道の基本料金については、どのようにしてくのがよろしいでしょうか、という質問に対する私の考えは、川が綺麗になって、衛生的な市民生活が送れるように、同一の住環境の恩恵にあずかっておりますので、基本的に都市整備の観点からすると、基本料金は同じで良いかな、と思っております。

**【会長】**

他の方、いかがでしょうか。

**【委員】**

ちょっと理解が追いつかない部分があります。「誰にどの程度負担していただくか」という、その論点に対して、なぜ、基本料金の話になるのか、というところが分かりません。今の基本料金というものが、負担していただくものが公平になっていない可能性があるから、基本料金について考えましょう、ということだとは思いますが、その辺りの課題が、良く分からないので、補足の説明をしていただけるとありがたいです。

**【事務局】**

少量使用者の使用料の比較ということで、以前の審議会の中で基本料金の説明をさせていただいたと思います。

同類型都市、47都市の比較で一番低い、という説明をさせていただきました。それから、県内13市の基本料金の比較、これも県内で一番低いこと説明させていただきました。これにつきましては、本市の基本料金の中に基本水量が設定されておらず、10 m<sup>3</sup>までの水量料金が基本料金には含まれていません。基本水量を設定いたしますと、0から10 m<sup>3</sup>までについては、節水の効果、というのは無くなるわけです。そういった状況ですので、基本料金を小水量使用者においても、薄く広く負担をしていただくような考えを持っております。

## 【委員】

基本料金と使用量料金というのは、基本料金が安ければ、当然、使用量料金に添加させて料金を回収する、という仕組みであると理解しております。基本料金だけを取り出して、すごく小さいから、だからこれを上げる必要がある、という風な考えではなく、要するに、負担していただいている割合が、どのようになっているのか、ということが重要だと思います。例えば、同類型都市の使用料のところは、1ヶ月 20 m<sup>3</sup>使用時の比較になっていますが、これを見ますと甲府市は真ん中くらいになっています。基本料金は確かに、非常に低いとは思いますが。結局は、料金体系がそうになっているから、こういう結果になるわけです。誰に対して不公平なのかが、ちょっと見えてこない、と思います。基本料金が小さいことによって、不公平部分が出ているのではないのか、という事だとは思っています。そういう見方での理解は出来ないのでしょうか。横並びで、この表、基本料金だけを比較したものだけを見てどうか、と言われましても、ちょっと理解出来ない、という気がいたします。

## 【事務局】

基本料金の考え方は、これも以前説明をいたしました。本来的には検針費用ですとか、企業債の償還返済額、減価償却費といったものを算出する、というのが原則論でございます。下水道事業につきましては、平成8年の改定時に、当時の水道局への徴収委託費、委託料のみを基本料金として設定したものをずっと引き継いでおりますので、これだけの金額、という形になっております。この辺りをご審議していただきたい、と考えております。

## 【委員】

例えば、1ヶ月に 15 m<sup>3</sup>使っていれば、他の都市とあまり変わりはないんですよ。そういう理解でよろしいですか。だけれど、甲府市の場合、1ヶ月に 4 m<sup>3</sup>ぐらいしか、ほんのちょっとしか、少ししか使わない人は、料金が安いような状態になっている、という理解でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

0 から 10 m<sup>3</sup>の範囲で使っているところ、という意味合いです。

**【委員】**

例えば、5 m<sup>3</sup>の人は料金が安いという理解ですよ。0 から 10 m<sup>3</sup>しか使っていない人は、料金が安いということですが、この部分、ちょっとしか使っていない人、というのはどういう人なのでしょうか。

**【事務局】**

単身者、独身の若い方たち、例えば学生さんとかサラリーマンでも若い方ですね。炊事をなさらない方とか、お風呂ではなくシャワーだけを使っている、というような生活形態の方だと想定されます。他は、お家を持ってはいるのですが、時々帰省してたまにしか水を使わない、という方たちが想定されます。

**【会長】**

この点については、この審議会、今日の段階では、いくらものをいくらに、そういう具体的な数字まで出す、ということではなくて、この基本料金を上げていく、という方向性について議論をいただいて、もし上げるということになれば、そこでまた、事務局の方で試算をしてもらって、その試算をされた結果をみて、このぐらいでいいのかどうかという議論に結び付けたいと思います。ここでは、具体的な数字までは考えなくて、少量利用者と一般の方との間の格差、というのをどのように考えるかということで、ご議論いただいたら、と思います。ご意見はいかがでしょうか。

**【委員】**

たくさん使う人に対して、税金ではありませんが、累進的な考え方があるのか、均等に、量に応じて取るのか。それから、基本料金というものを水道の口径で別けているようですが、下水道の場合には、その水道の使い方を基本にして料金が出る、ということですね。これから、使用料を上げるということになれば、たくさん使う人に対して、累進してたくさん使用料

をいただくようになるのか、あるいは、設備そのものは同じですから、たくさん使ってくれる人には安くしていく、単価を安くするのか、その辺りの基本的な考え方はどうなっているのか、ちょっと聞かせていただければと思います。

#### 【事務局】

たくさん使っている方については安くする、というのが普通の経営の考え方だと思います。水道料金につきましても、下水道使用料につきましても、たくさん使う方については、それなりの施設を造っていかなくてはならない、ということがありますので経費も掛かります。それで、「逡増度」というものを設定しております。これは、たくさん使う方については、単価が高い、というものです。水道料金につきましても、逡増制になっております。以前ご説明させていただきましたけれども、水道につきましても、甲府の場合ですが、高いところの単価と低いところの単価が 1.77 倍となっております。大都市や他都市と比べれば、逡増度はそんなには高くない、という状況です。料金改定というお話が出ておりましたが、それにつきましては、今のところでは、現在のものを踏襲して使用料を考えていきたいと思っております。

#### 【会長】

先ほど、広く負担していただく方向、というご議論があつて、そのためには、基本料金も同じように負担していただく方向が良いではないか、というお話がありました。他の委員の方はいかがでしょうか。

#### 【委員】

先ほど、単身の方とか独身の方、自宅を持っていて一時的に帰ってくる方、そういった方たちごとに使用する量が違う、というご説明がありました。おそらく地域性というものが、かなりあると思うのです。例えば、私の自治会になるのですが、200 戸の中では、水道の問題にしても下水道の問題にしても、ほとんどの方が、かなりの量の水を使う、そういう地域です。こちらの中心地域に来れば、当然、そういったアパート等が多いわけですから

から、独身の方ですとか、短期的な方とかがあると思います。そういった地域性の問題も、当然出てくるのではないかと思います。ただ、私も基本的には同一の料金でお願いしたら良いのではないかと、という考えです。

**【会長】**

他の方がいかがでしょうか。

**【委員】**

今の関連になろうかと思いますが。前にも説明は受けたと思いますが、資料「(3) 料金等の水準について」の10ページのところに、「大口使用者の他都市比較」というのがあります。ここで、大阪市、福岡市と比べて甲府市と1.7倍、2.4倍となっていますね。これを見た場合、単純に考えて甲府市はもうちょっと考えてもいいかな、と思います。あまり、企業誘致に差し支えがあってもいけないとは思いますが、大口使用者をもうちょっと上げてもいいのかな、ということを感じました。

**【会長】**

今のお話は、直接的には水道料金についてですね。水道料金が増えれば、下水道使用料の方も関連してくると思います。下水道の小水量使用ということで、その点に関して基本料金についてどう考えていくか、ということですが。やはり、基本料金そのものを、もう少し上げていくべきではないか、というご議論が出ております。他にはご議論が出ておりませんので、そういった方向でよろしいでしょうか。

**【委員】**

やはり、こういった理由で、という理由付けがほしいですね。今、上げると言っているのは、この255円の部分についてですね。0 m<sup>3</sup>の部分の値をもっと上げたい、という理解でよろしいですね。

**【会長】**

はい、それを上げていく、という事です。ただ、上げる幅をどうするかっ

ということに関しては、これは、次回の試算で出していただく、ということになる訳です。ここでいくらにする、例えば倍にすべきだとか、5割増しにするべきだとか、という議論ではない、ということです。申し遅れましたが、料金の体系について議論していくのに項目ごとにやっております。最終的には、全体のバランス、というものがありますので、その辺りは、それを理解したうえで事務局が案を作成する、という前提での議論として、進めさせていただきたいと思います。

#### 【委員】

基本料金を上げるのは、しょうがないかな、と思います。理由としては、他の都市よりも少量使用者は安い料金だから上げるのですよ、という理由しかつけられないですよ。

#### 【会長】

もう少し、広くみなさんで負担していこう、という考えですね。それなりに、みんなで負担していこう、という精神で、少し基本料金を上げていく、という事になるかと思います。では、ご異存がないようですので、基本料金の引き上げを検討していただくということで、進めたいと思います。それでは、その次に、「②水道水使用と、湧水使用の使用料に違いがありますが、どのようにしたらよろしいでしょうか」ということでございます。この点につきましても、既に、事務局から説明は受けているところではございますが、もし、皆さま方で多少確認の必要があるということであれば、ご質問を受けますが、いかがでしょうか。

#### 【委員】

基本的なこと申し訳ないのですが、私どもの地域には、そういった湧水を利用している方が、もちろんあるわけですが。井戸を掘削して使用する場合、工事の申請をしようと思うのですが、甲府市へ、業者さんや本人から特別な許可のようなものをいただくのでしょうか。

**【事務局】**

井戸水の排水につきましては、上下水道局に申請に来ることはありません。なぜかと言いますと、あくまでも地下水ですから、地下水を汲んで庭先に撒く、庭だけで使うという場合は必要ありません。この論点にもなっていますが、甲府市の公共下水道に排水する場合には、湧水使用の使用料をいただきます。また、水道の水を使っている、水道と湧水と両方使っている場合があります。こういった場合には、水道水使用についても湧水使用と同じように下水道使用料をいただきます。井戸水を家の中のトイレとか風呂場だけに使っている場合には、公共下水道に排水しますから、個人の場合については、定額、という形で使用料をいただいております。井戸を掘削する場合の届出は、必要ありません。下水道を使用する届出は、基本的には、規定の工事業者が下水道を使っていますよ、という申請はいたしません。

**【委員】**

湧水を使用している利用者ってというのは、概算、どの程度でしょうか。

**【事務局】**

だいたい 600 件前後です。

**【委員】**

前回の改定は、平成 8 年でしたよね。その時も、その以前からも、料金の相違というのはあったわけですか。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【委員】**

使用している戸数うんぬん、ということではありません。井戸水を使用するということは、確か、相当の設備の負担、個人が負担する金額が相当のものがあるということを聞いております。しかし、基本的には、先ほどの

①と同じように、使用料は同一でよいかな、という私の考えです。

**【会長】**

先ほどの資料「(3) 料金等の水準について」の21ページのところに、その状態が出ているわけですがけれども、使用量が多くなると、相当大きな差が出てくるわけです。そこで、差を縮めるか、ということになるわけです。

**【委員】**

湧水であろうと水道水であろうと、下水を処理するには同じだけの費用がかかります。この前、処理場を見せていただきましたが。そういう観点から、私は同額で考えていただく方がよいかな、と思います。

**【会長】**

他の委員いかがでしょうか。

**【委員】**

私も同じように、なるべく近づけた方がよいかな、という風には思っております。これだけ、安くなっている理由、何か理由があってこれだけ安くなっていると思いますので、ちょっとそれを知りたいのですが。

**【事務局】**

それにつきましても、前回の時に同じような質問がございまして、ご説明申し上げました。湧水使用料の体系につきましては、家庭で使用する場合は、例えば地域の防災対策、公衆浴場につきましては、住民の衛生上の問題、また、企業誘致のために、ということなどで格差が出てきたと、考えられます。

**【会長】**

この点に関して、他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。水道水使用の場合と水道水以外、湧水使用の場合で格差があるけれども、これを同一にする方向で検討してほしい、というご意見が出ているわけです。他に

ご意見が無いようでございます。そういう方向でよろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし

**【会長】**

皆さま賛成のようですので、そのようにしたいと思います。ただ、ここで格差について、使用量が多くなると相当大きく開いていますので、その辺りをどう整理するかについては、事務局で次回、試案を出していただく中で、皆さんにご議論いただきたいと思います。それでは、「③甲府地区と中道地区の使用料に違いがありますが、どのようにしたらよろしいでしょうか」ということですが、これにつきましては、皆さま方もご承知のとおり、甲府市と中道町が合併をした、という経過がございます。合併前の状況からスタートして、このような格差が残っている、ということです。合併して、事業は一体化、という状態になっている訳ですが、その点について、使用料についてのご意見を伺いたいと思います。

**【委員】**

この問題につきましては、一番先に市長からの「諮問」にもあった問題です。私はこの審議会の委員をさせていただいた時に、旧中道町が地元ですので、この問題については、一番気にして困ったなと思っておりました。それで、2年前の合併の時に、甲府市と合併すると水道料金が高くなる、ということは町民で話をしていたことは記憶がございます。戸数的には1,500戸です。これには、合併の時の条件と言ってよろしいかどうか分かりませんが、条件ということで、料金については据え置いてきて、2年経っているということです。料金の引き上げということは、やむをえない、と思っておりますけれども、問題は、従来とあまり差がないようにしていただきたいと思います。例えば、5%上げた場合には、3%にする、というようなやり方をお願い出来ればという気持ちでいっぱいでございます。

「諮問」の中でも出てまいりましたので、正直、私も一番困っている問題ということです。

## 【委員】

平成 18 年の 3 月の合併ですから、2 年半ぐらいが経過しております。基本的には甲府市民ですから、平等の原則を貫くべきだろう、と思います。値上げについては、これはやむをえないだろう、ということはありません。ただ、合併協議の折に条件交換いたしまして、当分の間は現行体制でいく、と、特に水道につきましては、この「経営計画」の施策の中にもありますが、将来的には統合していくのだと、ということが謳われてございます。ですから、旧中道町民の意識とすれば、その辺りの目途が具体的に、何年度で統合していきますよ、というものがあれば、値上げについては甲府市民と一緒に、料金も同一でいきますよ、と言っても、なんら疑問に思うこともございませんし、理解もしやすいだろう、と思います。ただ、合併協議の中で「当分の間」という言い方をしておりますので、その「当分の間」をどう捉えるのか、ということになります。私は、2 年半ではちょっと早すぎるのではないか、と思っています。ですから、審議会とすれば、出来れば、答申の中で、将来的には同一の料金体系に持っていく、という見解に、ぜひ、していただきたいな、という希望です。私は、旧甲府市に住んでいたとしても、そういう意見を申し上げたかもしれません。

## 【会長】

他の方はいかがでしょうか。では、実情と方向性について、少し事務局から説明をしていただきたいと思います。

## 【事務局】

現状、中道地区の下水道使用料については、標準的な一般家庭で 1.36 倍の格差があります。先ほどの湧水の件も含めまして、委員さんから将来的に同一の料金に持っていく、というお話がありました。そういったことは必要であると考えております。

## 【会長】

資料をちょっとご覧いただきたいと思います。下水道について、資料「(3) 料金等の水準について」の 22 ページのところになります。少量使用のと

ころでの格差は 1.36 倍ですけれども、100 m<sup>3</sup>くらい使うとなると、1.86 倍というように格差が開いていきます。それだけ、差があるということですね。これについて、もうしばらくそのまま維持してほしい、というご要望は伺ったのですけれども、これを縮めると言いますか、もちろん一挙に一緒にする、というのはもちろん、大きな差がありますから当然ありえない事だと思えます。この差を縮める、ということについても、やはりそれは困る、というようなご意見なのではないでしょうか。それとも、その縮め方如何で、例えば、ちょっと縮まるくらいは、方向性を具体化するという意味では、やむをえない、ということなのか、その辺りはどのような感触でしょうか。

#### 【委員】

近い将来なのか、先の将来なのかは分かりませんが、これはやはり同一にすべき、だと思います。その時期がいつなのか、ということは、水道については先ほど申し上げたようなことがございます。地域の皆さんに説明する時に、こういう理由なのですよ、というものが無ければ、ただ単に、水道事業会計あるいは下水道事業会計が大変だ、そのために値上げをしたい、という理由では通らないと思うのです。特に、設備の一本化を図るとか、そういったことも経営計画には出ていますから、そういった部分のものが具体的に目途がついてくれば、そのためには、どうしても資金が必要になりますよ、というような説明はつくと思います。そういった目安が無ければ、なかなか難しいのかな、とっております。もう一つの合併時の申し合わせ事項の中で、国保も上がって、また水道も上がるのか、という話になってまいりますので、出来るだけ、避けられるものならば避けていただきたい、という願望でございます。

#### 【会長】

他の委員はいかがでしょうか。

#### 【委員】

今は、下水道の話でよろしいですね。

【会長】

はい。そうです。

【委員】

甲府と合併して、甲府の下水道を使うとなった時に、サービスが良くなったとか、そういうことは全然話に出ていないのでしょうか。まったく同じような感じ、ということでしょうか。

【委員】

大津の処理場の視察に行きました、あそこでは、中道地区の汚水の処理はしていないですね。

【委員】

甲府の処理場を使っているわけではない、ということですか。

【事務局】

甲府地区の汚水処理につきましては、大津の甲府市浄化センターというところで行っております。中道地区の汚水処理については、山梨県で管理しております、峡東浄化センターで処理しております。しかし、同じ甲府市が運営していく公共下水道ですので、甲府地区と中道地区の下水道使用料については、同じ住民として公平でなければならないと考えております。

【会長】

他の委員の方いかがでしょうか。

【委員】

今の中道地区の汚水処理について、下水の処理施設が違うということですが、中道地区の汚水を処理していることに対して、甲府から何らかの負担金なりを出しているのでしょうか。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【委員】**

負担金を出している、ということであれば、甲府が負担しているということになりますので、この部分については、少し考えていかないとならないかな、と思います。ただ、いろいろなお約束ごとがあったとか、過去の経過もありますから、その辺りは、少し考慮しなくてはならないと思います。一定程度、今回の俎上にはのっけていく方が良くかと、私は思います。

**【会長】**

合併によって変わった部分というのが、どういう部分があるかという補足説明は、事務局からありますか。今、言われた経費の負担をされているとかいうお話がありましたけれども。下水道に関してお願いします。

**【事務局】**

下水道に関して、合併、平成 18 年 3 月以降、特に施設のなもの、処理的な場所、処理的な方針ですとか、変更はございません。特定環境保全公共下水道という名前が一緒であって、それぞれ違うところで処理するということで、なんら変わってはおりません。

**【会長】**

負担は違った、ということですね。負担が変わってきた、ということは、中道の従来下水道事業の状態では運営出来ない、例えば、赤字があったということについて、何か補填をしたとか、そういう意味なのでしょうか。

**【事務局】**

中道地区につきましては、平成 18 年度の決算数値ですと、損益計算上、下水道事業会計は 1 億 5000 万円ほどの赤字になっております。

【会長】

それに対して、補填したということですか。

【事務局】

その部分については、一般会計からの繰出し金で補填しております。

【会長】

1億5000万円分を、言わば負担する形になっている、ということですか。

【事務局】

甲府の下水道事業会計、中道の下水道事業会計と単純に分けますと、中道の方では、1億5000万円ほどの赤字になっておりますので、それを繰出し金で補填している、という形になっております。

【会長】

下水道事業会計としては、一本化しているわけですね。

だけど、その内訳を見ると、そういうふうな分析が出来る、ということですね。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

いかがでしょうか、今、両論出ておりますが。

【委員】

合併の経過、その中で「当分の間」というものがありました。日本語というのはなかなか解釈が難しいものですが、「当分の間」というのが2年半経って、ここで具体的に数字が挙がってくるというのは、果たして、中道地区の皆さんに納得がいくかということがあるかと思えます。1億5000万

円という赤字があるようでございますが、それは、旧中道から言えば大甲府市になるわけですね。私とすれば、この審議会では「当分の間」は理解しながらも、据え置きというのが、適当かなと思います。

**【会長】**

他の委員いかがでしょうか。

**【委員】**

下水道使用料を、今、上げようとしている中で、もっと乖離してしまうかな、というところがあるのも、やはり問題かなと思います。ある程度の期間、目標、この時期にもう一回仕切りなおしをしよう、というところからは入れさせていただいて、苦しい部分はみんなで負担する、という形にした方がいいのかな、というふうに感じます。

**【委員】**

中道で赤字が出ていることは、昔から変わらないですよ。ですから、使用料を同じにするかどうかは、ちょっと別の話ですが、やはり中道町のままだとしても、その赤字をなんとかする、ということは考えなくてはいけない部分はあるかと思います。据え置き、または一挙に上げるというのも、僕はどういうものかな、とも思っているのですが。まあ、徐々に上げていく、ということじゃないかと思います。先ほどから出ている「当分の間」というのをどうするか、というのも、また問題だとは思いますがけれども、中身を検討するときには、やはり、少しでも甲府の方に近づける、というのがいいのかな、と思います。

**【会長】**

この中道地区の問題というのは、下水道使用料の問題だけではなく、水道料金の方にも問題がありますので、そちらも合わせて、もう少し議論を進める、ということにして、とりあえず、次の論点整理に移っておいて、もう少し、結論を出すのを留保していきたいと思います。それでは、恐縮ですがけれども次の水道料金について、「①少量使用と大口使用の単価の違い

がありますが、どのようにしたらよろしいでしょうか」ということで、下水道との話の中でちょっと出てきたことなのですが、大口使用、要するに、水道を使用すればするほど料金がだんだん高くなるような形になっているけれども、その割合をどのように扱うべきか、というご議論があるかと思えます。この点については、いかがでしょうか。

#### 【委員】

少量使用者と大口使用者の料金格差を大きくしますと、大口使用者は、ますます地下水に移行する懸念が出てくると思えます。この前の審議会でお話ができました、地盤沈下の問題とか、料金審議の点からしても、この辺りは配慮していく必要があるのではないかな、と私は思っております。

#### 【会長】

資料「(3) 料金等の水準について」ですと、8 ページから 10 ページくらいにかけてのところに出ているわけですがけれども、他の方、ご意見ないでしょうか。では、事務局から補足の説明をしていただけますか。

#### 【事務局】

甲府市は、逡増度が 1.77 倍ということで、県庁所在地の中では低いほうから 5 番目という位置で、格差は少ないという現状です。大口使用についてはそれなりの施設を要するというので、逡増度を設定してまいりました。結果的に金額の高い単価で大口使用の割合が高く、少量使用の一般家庭の単価を低く抑えることが可能な料金体系である、というふうに考えております。甲府市においては、多くの地方都市と同様に、大口使用者というのが極端に少ないような状況です。水道料金は、広く全体で負担するという需要構造になっていますので、逡増度は全国の平均的な数値となっています。ですから、少量使用区間の単価を上げて、大量使用区画単価を下げるとか、というような、是正措置を検討するようなことは、現在は考えておりません。現状程度の設定では問題はないと考えております。

**【委員】**

今の説明は、大口というのは、1ヶ月に1,000 m<sup>3</sup>使用したとすると、その値段は、他の都市とあまり変わりませんよ、という説明だったのでしょうか。

**【事務局】**

前回の資料の10ページを見ていただければ分かりますけれども、「大口使用者の他都市比較」のところで、これは1ヶ月3,200 m<sup>3</sup>の例を出しました。甲府市におきましては、70万円ほどになり、大阪市につきましては117万円、福岡市については167万円となっております。

**【委員】**

安いっていいことですね。

**【会長】**

大阪市や福岡市と比べると、ということですね。ただ、これは2つしか例が出ていません。福岡というところは、慢性的に水不足のところですので、すぐに給水制限しなくてはならない地域ですので、ちょっと特殊ではあるんですね。なんと申しましょうか、水源が不足していて、その部分の改革を進めていたりしているけれども、なかなかうまくいかなくて、断水になってしまったり、あるいは、ホテルなどでも水が出ないとか、出ても少ししか出さないとか、というような話が前にもあったことがあります。ちょっと福岡市は特殊であろう、という感じはいたします。事務局からは、現状でもそれなりの格差はあると、この格差を拡大するまでのことはないのではないかと、今も、一応、格差はあるとの説明でした。ただ、皆さま方のご意見の中に、少し上げたらどうか、というご意見もありますし、それから、あまり上げると逆に地下水依存ですとか、そういった別の問題が出てくるのではないかと、というご意見もあるわけでございます。少しまとめさせていただきます。他に意見はいかがでしょうか。

**【委員】**

大口使用者というのは、おそらく事業者であろうと思います。水道や下水道の部分だけを見た場合と、甲府市全体の活力、という観点で見た場合についてあると思います。私は、その地域に事業者が、喜んで事業所を構える、という体制をとることが必要ではないかと思います。先ほど、福岡市とかの比較がございましたが、これは、まったく、甲府市とは比較にならないと思います。ですから、そういう地域と単純な比較をして、1.7倍ですとかいう数字は、あまり参考にならないのではないかと思います。料金改定を行うにしても、他の部分では、もういっぱいいっばいで突破口がここしかないんです、ということであれば話は別です。しかし、他の部分で、なんとかなるだろう、ということであれば、私は、この部分については、極論を言えば、下げるくらいの気持ちでもって、「さあ、企業の皆さん、いっらしやいよ」と、「事業者の皆さん、おいでくださいよ」というほうが、甲府市全体の観点から見ていけば、活力を生じさせる方法を取ることが良いと思います。私は、基本的には、これ以上近づけるべきではない、という感じがしております。

**【委員】**

水道料金は、基本的には値下げをするというお話になっていますね。ですから、今のお話は、ちょっと勘違いをされているのかなと思いました。

**【会長】**

水道料金全体については、値下げ、ということになっております。

**【委員】**

水道料金は、基本は、全体的に値下げをするのであって、ただ、少量使用と大口使用をどうするか、ということですよ。

**【委員】**

水道料金、私が言っているのは、大口、小口をどうするか、ということです。

### 【事務局】

先ほどの逡増度の 1.77 倍というのは、福岡市や大阪市と比べて、という意味ではありません。最高単価と最低単価の割合、いわゆる逡増度が、1.77 倍ということで、全国的に低い方であり、現状、問題ではないことを説明させていただきました。また、福岡市や大阪市との比較は、大口使用者の料金の比較ということでお話をさせていただきました。

### 【会長】

そうしますと、これにつきましては、今いろいろとご議論があったところですが、水道料金全体は、多少下がるだろうという中での話しですが、要するに、小口と大口との間で、どのくらいの逡増度、単価が上がっていったらよいのか、ということですね。今でも一応はあがっていると、それをさらに、ぐんっとあげるのか、あるいは、逆に下げるのか、というご議論もあろうかと思ひます。現状のカーブでいいかな、というご議論が多いようですが、いかがでしょうか。

### 【委員】

だいたいの使用料金は、逡増度というものを持っています。あまり量を使ったら、節水の面から言っても好ましくないなので、料金を上げて、少し抑制させている、というような方向に、料金体系で、そういう仕組みになっていると思ひます。最近は、均等と言ひますか、ほとんど逡増度を上げずに、均等料金にしてしまう、というところもあると聞きました。水量が減っている、使用量が減っているという現状、それから基本料金をもうちょっと上げてもいいかな、ということを見ると、今の逡増度は低いほうなのでよろしいのですが、逡増度自体をどうするか、という面も少し考えてみてもいいのかな、と思ひます。これに関しては、事務局では何かお考えがあるのでしょうか。

### 【事務局】

今、委員さんがおっしゃったとおりに思ひます。逡増度を平均的にする、という考え方の議論もあるかと思ひます。ただ、逡増度自体の考え方、ま

た、現状の逡増度については、問題はないと考えております。そういった面では全国的に見ても平均的なのかな、と考えております。

**【会長】**

それでは、この関係、逡増度につきましては、全体の意見としましては、一応、据え置きと、そういうご意見の方が、強いようですけれども。そういうことで、よろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし、の声あり。

**【会長】**

それではですね、少量使用と大口使用の単価の差につきましては、現状程度の上げ方で進める、ということできたいと思います。次に「②主に一般家庭で使われている口径 13 ミリと 20 ミリの基本料金に違いがありますが、どのようにしたらよろしいでしょうか」ということでございます。これにつきましても、既に事務局から説明がなされているところでございます。いかがでしょうか。資料「(3) 料金等の水準について」の 11 ページをご覧くださいますと、13 ミリと 20 ミリの基本料金の格差の倍率、というのが出ております。甲府市の場合は、2.78 倍ということで、非常に倍率が高くなっているわけでございます。要するに、13 ミリと比較すると、20 ミリの方が高い、逆に言えば、13 ミリの方が割安になっていると、そういう説明ですね。

**【委員】**

一般家庭の中で、口径によって基本料金が違う、という事に対して、何か苦情があったというような、今までの経緯はございますか。

**【事務局】**

13 ミリが 545 円、20 ミリが 1,515 円の基本料金となっております。公共的な団地とか、大きな共同住宅とかは 20 ミリが入っております。やはり、これだけの格差があると、20 ミリがかなり高い、といったような話もございます。

**【委員】**

普通の家庭におりますと、そういった格差を感じることは無いのですけれども、そういった話があるのに対して、事務局側では、どういうふうに考えておりますか。

**【事務局】**

水道の流れる量は、この口径によって違ってきます。13<sup>㍓</sup>の2から3倍程度流れるとされる20<sup>㍓</sup>の基本料金を3倍程度に設定することは、合理的であるということで、過去にそういった形で設定してきたのだと思います。ただ、全国的に見た住宅環境とか給水栓数も増加しておりまして、生活スタイルも変わってきております。炊事、洗濯、入浴とかは、やはり同時に使います。それから2世帯住宅が増えている、ということもあります。そういったことで20<sup>㍓</sup>を使っている住宅が増えている、というような社会的な要請があることから、家庭用の20<sup>㍓</sup>についても13<sup>㍓</sup>との格差を縮小する事業者が増えています。そういう方向が主流なのかな、というふうには感じます。

**【委員】**

主婦の立場としては、あまり変えていただきたくない、というのが本音なのですけれども、現状によって、それはまた変わる、ということかと思えます。

**【委員】**

基本料金ですから、あまり実感がわからないのですが、普通の家ですと、1ヶ月にどのくらい使うんでしょうか、30<sup>m<sup>3</sup></sup>くらい使うのでしょうか。

**【事務局】**

1ヶ月だいたい、甲府市の平均的な家庭では20<sup>m<sup>3</sup></sup>くらいです。

【委員】

20 m<sup>3</sup>というと、どのくらいの差が出てくるのでしょうか。

【事務局】

基本料金は、口径 13 ㍉が 545 円、口径 20 ㍉が 1,515 円ですので、この差です。

【委員】

20 m<sup>3</sup>使っても、そうなるのですか。

【事務局】

20 m<sup>3</sup>というのは、水量料金ですので、20 m<sup>3</sup>使っても、同じです。今お話ししておりますのは、基本料金ということをお願いします。

【委員】

払う料金の差は、どのくらいですか。

【事務局】

従量料金は、13 ㍉も 20 ㍉も一緒なので、基本料金 545 円と 1,515 円の差、約 1,000 円ということになります。

【委員】

20 m<sup>3</sup>使ったら、何円と何円になる、と言っていただければ、一番、感覚としては分かりやすいのですが。

【事務局】

口径 13 ㍉で、1 ヶ月 20 m<sup>3</sup>使用して、2,845 円です。それから、口径 20 ㍉で、1 ヶ月 20 m<sup>3</sup>使用して、3,815 円です。

【委員】

主婦の立場から、お願いですけれども、今、13 ㍉から 20 ㍉へと口径が移

るという情勢の中で、13 ミリの方をもう少し上げて、20 ミリの方をもう少し下げてください、というような考え方をしていただければ、ありがたいと思います。

**【事務局】**

今回の審議は、それについてお答えをする、という場ではないので、ここでは方向性を決めていただいて、試算案の中で、このような試算になりました、ということはご説明申し上げたいと思います。

**【会長】**

他の方がいかがですか。

**【委員】**

資料の11ページの表に13 ミリは83.8%、20 ミリは12.6%とありますが、これは普及率ということですか。甲府市の場合、13 ミリを使っている家庭がどのくらいあって、20 ミリを使っている家庭がどのくらいあるのか、というのは、ここに出ているのでしょうか。

**【事務局】**

契約件数で、13 ミリが83.8%、20 ミリが12.6%ということで、口径別の使用件数です。全国の平均については、その下にありますように13 ミリが41%、20 ミリが53.1%ということになっており、平均に比べ13 ミリは高く、20 ミリは低くなっています。

**【委員】**

甲府では、圧倒的に13 ミリが主流、ということですね。

**【会長】**

いろいろとご意見が出ておりますが、13 ミリと20 ミリの差が非常に大きいというのは事実なので、それを、一挙に解消するとか、そういう議論ではないと思います。ある程度縮める、というご意見でまとめてもよろしいでし

ようか。多少やむをえない、という感じのご意見もあるかと思えます。2.78倍という、非常に大きな格差なので、縮めるのはやむをえない、という感じの方が多いようなのですけれども、いかがでしょうか。

**【委員】**

この普及率からみますと、83.8%の方が13㊦で、12.6%の方のために、という言い方は表現が悪いとは思いますが、ここを動かすのはどうかな、と思えます。

**【会長】**

多数の方が影響を受けるから、ということですか。

**【委員】**

そのとおりです。

**【委員】**

83.8%の普及率は大きいと思えます。12%と比べ、そこの部分に格差があっても、20㊦にすれば、3倍水が出るから、管も太いですし、水圧もありますし、使う目的があって大きなものになっているのだと思えます。普通の家庭では、13㊦で十分です。その83%に対して値上げをする、ということは、ちょっと一般的な考え方ではないと思えます。

**【委員】**

水道料金全体は、下げるという話だったので、この13㊦の基本料金545円を下げる、という方向であれば、この差をどうしていくか、という議論でいいかもしれません。この中で、上げるという話ではない、という理解でよろしいですか。

**【会長】**

金額全体が下がるか、という議論と、それから今あるのは、格差を縮めるか縮めないか、という議論なので、全体が下がると、負担そのものは下が

るかもしれないのですが、格差をどうするか、という議論です。全体が下がる、という議論はしておりますので、全体の下がり具合と、このところが結果として、どのくらい上がるのか、というのとは、試算が出てこないと分かりにくいところがあると思います。

**【委員】**

普及率の数字にあまりにも大きな違いがあるので、ここはちょっと考えないといけないかな、と思います。

**【委員】**

20<sup>㊦</sup>を使っている人というのは、団地にいる人で、13<sup>㊦</sup>は一戸建てというイメージを持ったのですが、そうしますと、団地の人の方がちょっと便利になるのか、ということも分かりませんし、ただ、生活している内容は、ほとんど同じなので、水を使う量は20<sup>㊦</sup>の人たちがとりわけ多い、ということもないと思います。そこで、1ヶ月1,000円もの差が出来るらしいので、それは、ちょっと大きいかなと思います。私は、この差は1ヶ月1,000円もいかななくてもいいのではないかと、思います。便利さは、20<sup>㊦</sup>の方がちょっと便利なのかな、というふうに思います。2箇所使っていても、調子よく水が出るとか、そういうことなのかなと思います。1ヶ月1,000円の差というのは、ちょっと大きいかな、と思いますので、この差を少し縮めてもいいのではないかと考えます。

**【事務局】**

今、審議の中で、13<sup>㊦</sup>の基本料金を上げなくてはしょうがない、というお話がありました。今回は、基本料金の格差についての議論をしていただいて、それを受けて、試算をさせていただきたいと思います。1,000円程度の格差があって、先ほど言いましたようなライフスタイルの違いというのがあるので、それがいいのか、それとも、普及率の問題からこういうふうを考えるのか、そういう議論をしていただいて、方向性を示していただければ、試算を出させていただきたいと思います。

**【会長】**

試算で出来上がってきた数値が、上がっているのか下がっているのか、というのがひとつの問題ではあります。それと、格差を是正するかしないのか、という議論と両方あると思うのですけれども、その辺りは、どのようにお考えになりますか。格差はあまりあってはまずいという意見と、格差があるのが当然だという意見があるかと思います。格差のあり方、その幅が、大きすぎるか、もう少しどうにかできないか、という議論と、それから、出来上がってきた数字をみて、上がっているから困る、ということになるのかと思います。ただ、水道料金全体を下げるという中で、全体がどうゆう仕組みになるか、という面もございます。

**【委員】**

下がる、という前提のものであれば、どういう結果になって格差が縮まってくるのかというのは、結果が出てきますので、それから議論してもいいと思います。格差を縮めるということ、それについては、意義はございません。

**【会長】**

格差という問題と全体の流れ、今、個別に議論しておりますので、生活者の立場というところ、出来上がったものが、いくらになるのというものも、ひとつの大きな問題かと思えます。そこがまだ、見えていませんけれども、格差を是正する方向ということ自体については、いかがでしょうか。ある程度やむをえない、ということでしょうか。それとも、いやいやこのくらいの格差は当然だという、議論でしょうか。

**【委員】**

格差是正は必要ですから、出来るだけ縮めたほうが良いと思います。ちょっと発想が、上げる方向に頭がむいてしまいました。

**【会長】**

もちろんこれは、試算した結果が出てきて、そこでまた、ご意見をいただ

くということで、いろいろとご意見もあって、微妙なところもあるのですけれども、一応、格差を是正する方向で試算をしていただくと、いうことでまとめたいと思いますが、ご異議ありませんか。

**【委員】**

異議なし

**【会長】**

それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思います。最後に残っております「③甲府水道と中道水道の料金の違いがありますが、どのようにしたらよろしいでしょうか」ということですが、先ほど下水道の時に議論が出たことと同様の議論が出てくるとは思います。資料でみますと12ページですね。甲府水道と中道水道の水道料金の比較というところで、下水道と同じような格差がでているのですが、水道の方が、格差がより大きく出てまいります。このような状況でございますが、この点につきまして、先ほど下水道についての合併後の変化をお聞きしましたが、水道については、どういう変化が生じているか、ということについて、事務局から補足して説明していただきたいと思います。

**【事務局】**

水道につきましては、この12ページのグラフからも分かりますように、一般家庭用20 m<sup>3</sup>使用では、1.72倍の格差があります。それから、水道についても毎年度、1億円あまりの欠損金が出ているような現状です。水道事業につきましては、経営計画2008の中でも、施設統合ということを計画しております。それに向かって、水道料金についても、料金改定をするということになれば、その改定については、公平性の観点からも上限を甲府の水道料金に合わせていくことが必要であると考えております。

**【会長】**

先ほど、下水道で一応、議論は出ているわけですがけれども、それとは別に、水道の問題についてご議論がありましたら、ご発言願いたいと思います。

先ほど「当分の間」ということが、非常にあいまいな表現である、というお話がありました。確かに「当分の間」というのが何年なのか、なかなか明確ではないですけども。この辺りについて、事務局では、どのように理解をしてくれているのでしょうか。

**【事務局】**

「当分の間」をどういうふうに考えるのか、というのは、非常に難しい問題だと思います。平成 18 年の 3 月に合併しましたので、現在 2 年半が経過しており、「当分の間」を 2 年から 3 年というように考えるのか、5 年と考えるのか、いろいろな考え方があると思います。今から試算をする中で、仮に中道水道の料金を甲府水道を上限として料金を設定した場合でも、例えば、なんらかの段階的な措置というものは、検討する余地があるというふうに考えております。

**【会長】**

今、2 年半経過ということは、来年度からの値上げ、ということになると、ちょうど 3 年ということになるわけですか。

**【事務局】**

そのとおりです。平成 21 年には 3 年になります。

**【会長】**

3 年経過後にどう考えるか、あるいは、もちろん 5 年計画、10 年計画いろいろとありうるわけですし、また、段階的にやるという論議は当然あるわけです。だから、その辺りをどう考えていくのか、ということです。だいぶ時間も過ぎておりますが、何かこの件に関して、ご発言があったらお願いしたいと思います。

**【委員】**

収支で、中道は 1 億円マイナスというお話でした。甲府はなんとかなっているという理解でよろしいですね。それをくっつけるとなると、やはり、

マイナスを出しているわけですから、甲府のほうにどこまで近づけるのか、という話になりますけれども、近づける、という方向が基本的なんじゃないか、と思います。いつ、というのは、またの話になるかと思います。基本的には、近づけるという方向になるかと思います。中道でも財政のプラスマイナスを、少しでもゼロに近づける、という方向で、そういう気持ちで料金を甲府に近づけるという気持ちです。

**【委員】**

甲府の決算はどうなっているのでしょうか。

**【事務局】**

平成 19 年度決算でいきますと、甲府水道の損益は、8 億 900 万円ほどの黒字となっております。中道のほうは 1 億 400 万円の赤字で合計しますと、7 億円 500 万円の黒字が出ている、という状況です。

**【委員】**

その原因はなんのでしょうか。

**【事務局】**

中道は、合併前は簡易水道事業ということで、特別会計を実施しておりました。甲府の水道は独立採算の企業会計を実施しております。中道の収支においては、一般会計から収支の不足分が約 6,000 万円、投入されておりました。また、それとは別に人件費につきましても、一般会計から支出していたということもあります。

甲府の水道の場合は、水道料金の中で人件費を支出いたします。中道では、このように、一般会計が負担していた部分が多くありますので、料金が低く抑えられていたという状況です。

**【会長】**

議論がいろいろと出ておりますが、他の委員の方で、本日発言をされてない方で、何かご意見がありましたら述べていただきたいと思います。

そうしましたら、今いろいろとご議論が出ているところですのでけれども、次回には試算を出していただく必要がございますので、全体を眺めながら、具体的な数字を眺めながら、議論をすすめていただくということになるかと思えます。今、いろいろなご意見があった中で、出来れば、甲府と中道の使用料の差を、当面、残存してほしいというご意見と、そうは言っても、方向性としては改定していくべきではないか、差を縮めていくべきではないか、という両論があるわけがございます。そこでですね、試算をしてもらわないことには、具体的にどのような姿になるのか、なかなか目に見えてこないと思えますので、一応、両論ある中ではございますが、とりあえず、使用料について、この格差をどのように縮めていくか、ということは具体的なものを事務局で検討していただくとして、試算として、この差を縮めるという、そういう試算を出してもらおうかと思うのですが。いかがでしょうか。それで、もちろんすぐに決定、という意味ではありませんので、数字を見た上で、また、ご議論を進めていただければと思えます。だいぶ時間も過ぎておりますし、ご議論もちょっと、両論あって、なかなか全体としてまとめにくい、と言いますか、そういう状況でございますので、試算を出していただく、という方向でいかがでしょうか。

#### 【委員】

異議なし

#### 【会長】

では、試算を出すのも、やむをえない、というご感触かもしれませんが、大方の方がそういう方向でご賛同いただいた、と思えますので、そのように進めたいと思えます。では、もう一度、最終的な整理だけさせていただきたいと思えます。「論点整理について（まとめ）」をもう一度見ていただきたいと思えます。1の①につきましては、経営計画2008を尊重してやっていくと、それから②料金の算定期間は、平成21年度から3年間とする。③料金等の改定については、下水道使用料については、値上げの方向で、水道料金については、値下げの方向で、試算をしていただく、ということであります。2の料金等の体系についてであります。下水道使用料

に関して①、使用水量が少ない使用者の使用料、特に基本料金については、これを上げていくということで検討をしていただくと、②水道水使用と、湧水使用の使用料に違いがある点についても、これの是正を図っていく、③甲府地区と中道地区の使用料に違いがあることについても、その格差について、格差を縮めていく方向での試算をしていただく。それから、水道料金につきましては、①少量使用と大口使用の単価の差があるけれども、これは、その差は現状程度にとどめる、ということです。②主に一般家庭で使われている口径 13 ミリと 20 ミリの基本料金の違いについても、これは、格差を縮めていくということで、試算をしていただく、ということでありまます。③甲府水道と中道水道の料金の違いについても、これも格差を縮めていく方向で、試算をしていただく、ということです。10月1日の次回の審議会で、試算されたものを見ながら、また具体的なご意見をいただく、ということにしていきたいと思ひます。それでは、今まで審議しました論点整理のまとめを基に、事務局で適正な下水道使用料及び水道料金を試算し、次回、審議会に提示してください。

#### 【事務局】

今回、整理していただきました論点及び方向性を基に、料金等の算定ルールに則りまして、下水道使用料と水道料金の改定案を作成し、次回の審議会に提出させていただきます。

#### 【会長】

ここまでのなかで、何か全体的にご質問等があれば、お受けいたしますが、何か、ありますでしょうか。

#### 【委員】

意見なし。

### 【3. 議事 (2) その他】

#### 【会長】

それでは無いようですので、次に (3) その他に移ります。

皆さまの中で、本日、何か審議のご提案等ございましたら、お願いいたします。

**【委員】**

意見なし。

**【会長】**

それでは、これで、次第3「議事」は、終了とさせていただきます。